

佐賀県告示第 377 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 12 月 10 日から平成 26 年 1 月 9 日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 444 号	佐賀市久保田町大字久保田字下新ヶ江 2276 番 1 地先から 佐賀市久保田町大字久富字永里 3310 番地 先まで	平成 25 . 12 . 10